

令和8年7月21日～
悪質・危険な行為(運転)を処罰する
危険運転致死傷罪
道路交通法(酒酔い運転)
が**改正**されます



☆ 改正点 ☆

- ☐ 自動車運転死傷処罰法(危険運転致死傷罪)の対象行為について、要件の明確化とともに対象行為が追加されました。

① 飲酒類型に係る要件の明確化

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」

身体に血液1ミリットルにつき1.0ミリグラム以上又は
呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態

② 高速度運転(追加)

- ・ 最高速度が時速60キロ以下の道路
時速**50キロを超える**速度超過
- ・ 最高速度が時速60キロを超える道路
時速**60キロを超える**速度超過



③ 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせる走行(いわゆる“ドリフト走行”)(追加)

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態での走行

☐ 道路交通法の一部改正

酒酔い運転の罪

「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」
について、**身体に血液1ミリットルにつき1.0ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態**その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態



道路交通法の改正により、令和8年7月21日から 「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されます！！



飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)



「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

- 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上
または
 - アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準
(呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上)に達する？



アルコールの分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となりますが、体重60kgの方が

ビールだと・・・大瓶2本程度

日本酒だと・・・2合(アルコール濃度15%、360ml)程度
を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



飲酒運転は**悪質・危険な犯罪行為**です！